平成２２年（フ）第９１５９号
大阪府東大阪市小阪２丁目５番10号　小阪グリーンハイツ601号
債務者　溝口　善紀
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９１号
大阪府豊中市原田元町１丁目８番14―210号
債務者　勝部さとみ
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３３６号
大阪市東成区大今里西１丁目７番23号
債務者　渡邉　忠義
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９２号
大阪市西淀川区中島１丁目３番11号　ランドレディ中島東301号室
債務者　松山美装こと　松山　幸二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７５号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番４―306号
債務者　今西　慶子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５３３号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目31番24―608号
債務者　濵田　恒央
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５７５号
大阪市鶴見区諸口１丁目２番30号
債務者　林　　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８８号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目21番10―205号
債務者　城戸　真一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０５号
大阪府守口市南寺方東通５丁目８番12―102号
債務者　石原　栄子（旧姓門）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０８号
大阪市東淀川区柴島２丁目７番２号
債務者　白川　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１３号
大阪市住吉区長居東４丁目17番14号　コーポリベラ203号
債務者　梅村喜代治
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８１号
大阪府東大阪市横枕12番27―413号
債務者　姫野三知子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４号
大阪市淀川区新高４丁目１番52―306号
債務者　古賀　常郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０号
大阪市此花区島屋２丁目２番２―105号
債務者　中川　聡志
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１号
大阪府豊中市岡上の町１丁目６番34―303号
債務者　田中由紀夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１号
大阪市浪速区大国１丁目12番８―401号
債務者　栩本　博幸
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７号
大阪府吹田市竹見台２丁目１番Ｃ５―406号
債務者　金光　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８号
大阪市東成区中本３丁目14番19号
債務者　多田　高章
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部